

多賀城市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年6月1日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

1 監査の種類

定期監査

2 監査実施対象及び期日等

対象	監査実施日	講評実施日
農業委員会事務局	4月24日(月)	5月24日(水)
市長公室	5月11日(木)	5月24日(水)

3 監査の範囲及び方法

平成28年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、試査照合及び関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

別紙のとおり

平成29年4月実施 農業委員会事務局 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められた。
今後も適正な執行に努めて頂きたい。

対 象	農業委員会事務局
実 施 日	平成29年4月24日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

平成29年5月実施 市長公室 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められたが、時間外勤務手当の支給誤り及び随意契約の理由が適切でないものが見られた。

今後はこれらの点に留意の上、適正な執行に努めて頂きたい。

対 象	市長公室
実 施 日	平成29年5月11日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	職員の時間外勤務手当について 週休日の振替に伴う100分の25の時間外勤務手当が支給されていないもの 2件
3 指導事項	随意契約について 東日本大震災多賀城市追悼式祭壇設置業務委託契約については、受託可能な業者が他に無いこと及び過去に実績があることを理由として、一者特命の随意契約を締結している。しかし、受託可能な業者が他に無いことの根拠が明確に示されていない。また、実績をもって直ちに随意契約が可能となるものではない。したがって、当該契約については競争入札に付すべきであったと考えられる。